

## II 監事の意見書

漁業災害補償法第 67 条第 2 項の規定において準用する第 35 条第 1 項の規定に基づき、理事より提出された令和 3 年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び損失金処理案の各事項について監査しました。

その内容は適正なものとして認めます。

以上、同法第 67 条第 2 項の規定において準用する第 35 条第 3 項の規定に基づき、意見書を提出致します。

令和 4 年 5 月 27 日

全国漁業共済組合連合会

監 事 野 村 義 也  
同 澳 本 健 也